

社会教育を推進するための指導者の資質向上等

1. 創設年度：平成15年度

2. 令和6年度予算額：0.7億円

3. 事業概要

都道府県・政令市等において社会教育に係る活動の中核的なリーダーとなり得る専門的職員を対象に研修を実施し、地域の社会教育の水準向上に寄与する。〈直接実施、委託・請負〉

4. 選定理由：ウ（長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの）

本事業については、社会教育法・図書館法の規定に基づき、社会教育主事をはじめとする社会教育人材の養成・研修等を実施するものである。今後、地域課題解決、地域活性化のため、これまで以上に地域社会の多様な主体が社会教育の担い手として活躍することが期待される所であり、そのためにも地域の社会教育の担い手として活躍できる人材の育成は引き続き行っていく必要があるが、公開の場で外部有識者の幅広い視点や専門性を活用して検証することで、より効果的・効率的に実施するための手法を検討していくことで改善の余地があると考えため。

5. 想定される論点

地域の社会教育の担い手育成を継続的に実施していくため、以下の論点で議論を行うことが想定される。

- ・ 事業成果検証のために適切なアウトカム、アウトプットは設定されているか。
- ・ 事業を効果的に発展させていくためには今後どのようにすべきか。
- ・ 一者応札が続いている事業があるなど、受講者のニーズを踏まえた受講機会の安定的な確保をどのように進めるのか。

※ 成果指標（令和5年度）

（短期アウトカム）・社会教育主事講習の修了者数（人）

（中期アウトカム）・社会教育学級及び社会教育講座の実施件数（件）

（長期アウトカム）・社会教育学級及び社会教育講座の受講者数（人）

社会教育を推進するための指導者の資質向上等事業

令和6年度予算額 71百万円
 (前年度予算額 68百万円)



背景・課題

◆ 第4期教育振興基本計画目標 R5.6閣議決定

『地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進』
 ・持続的な地域コミュニティの基盤形成に向けて

社会における
 ・人づくり
 ・つながりづくり
 ・地域づくり
 を担う **社会教育人材の養成**
 が求められている。

地域の課題解決、地域活性化を推進

受講者の地理的・時間的な制約を軽減する方策など、**効果的な方法による講習実施を検討し、実施機関数 及び 受講機会 の安定的な確保が求められる。**

◆ 社会教育主事講習「社会教育士」制度の推進による受講者の増加

令和2年4月から、社会教育主事講習の修了者等が、新たに「**社会教育士**」と称することができることとなった。

例年、一定水準の受講があり、「社会教育士」制度の推進により**受講者が大幅に増加**。

地域社会における多様な主体が**学びの担い手として活躍することが期待される。**

社会教育主事講習受講者数



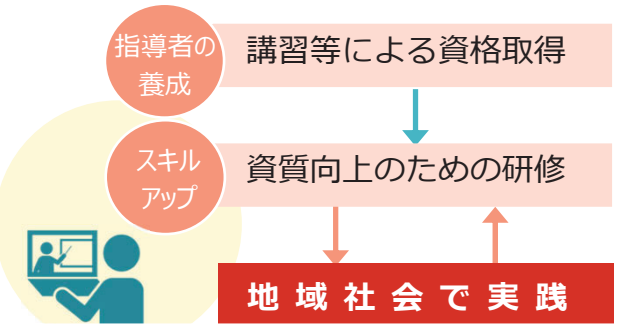
社会教育士の称号付与者数

R2	R3	R4
706人	1,750人	2,070人

事業内容

社会教育法・図書館法の規定に基づき、社会教育主事に**必要な知識・技能**を身に付けさせるための講習を行うとともに、社会教育主事・司書・公民館施設職員・社会教育士等への**資質向上研修**を行う。

また、講習の実施に当たっては、受講機会等を確保するため、ICT技術を活用した講習や、障害を有する方などが安心して受講できる環境を提供する。



社会教育人材(社会教育主事、社会教育士、新任図書館長、司書、公民館職員等)の養成・研修

	研修・講習名	詳細	件数・単価	対象
1	社会教育主事講習	社会教育主事の資格を付与する講習を大学等に委嘱して実施	(委託実施分15箇所) @約300万円 等	社会教育主事等の資格を取得しようとする教育委員会の職員、教職員
2	社会教育人材等専門研修	社会教育人材を対象としたオンデマンドを活用し資質向上等を図るための研修を実施。研修を通じて様々な地域課題の解決を図る	各種研修により異なる	社会教育主事、社会教育士、図書館長・司書、公民館職員等

社会教育人材の活躍促進を図るための支援等(社会教育の裾野の拡大)

	件名	目的	内容
1	社会教育人材の活躍促進のための支援等	社会教育人材の更なる活躍促進に向けて、関係者の資質向上やネットワーク構築、実践事例の横展開等を図るため、表彰やフォーラムの実施などの情報提供等を行う	優良公民館表彰・社会教育功労者表彰・フォーラムの実施、Webサイト等を活用した普及・啓発、情報提供 等

アウトプット(活動目標)

- ・社会教育主事講習修了者等の安定した輩出
- ・資質向上のための研修の充実

アウトカム(成果目標)

- ・社会教育主事の着実な配置と社会教育士の養成
- ・多様な主体による地域の学習機会の充実
- ・現代的課題を捉えた専門人材の育成

インパクト(国民・社会への影響)

人づくり・つながりづくり・地域づくりの推進による住民一人一人の暮らしの向上、地域課題解決による地域の活性化

(担当：総合教育政策局地域学習推進課)

令和5年度行政事業レビューシート				(文部科学省)			
事業名	社会教育を推進するための指導者の資質向上等			担当部局庁	総合教育政策局	作成責任者	
事業開始年度	平成15年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	地域学習推進課	地域学習推進課長 高木 秀人 教育人材政策課長 後藤 教至	
会計区分	一般会計						
根拠法令(具体的な条項も記載)	社会教育法第9条の5、第9条の6、第28条の2 図書館法第7条			関係する計画、通知等	新たな教育振興基本計画(令和5年6月16日閣議決定)		
政策	1 新しい時代に向けた教育政策の推進			主要経費	教育振興助成費		
施策	1-3 魅力ある教育人材の養成・確保						
政策体系・評価書URL	https://www.mext.go.jp/content/20210922-mxt_kanseisk02-000017742-1_3.pdf						
事業の目的(5行程度以内)	都道府県・政令市等において社会教育に係る活動の中核的なリーダーとなり得る専門的職員を対象に研修を実施し、地域の社会教育の水準向上に寄与する。						
現状・課題(5行程度以内)	生涯学習・社会教育は社会やライフスタイルの変化等により、人と人との「つながり」の希薄化、困難な立場にある人々に関する課題が顕在化・深刻化している。また、「新しい資本主義」に向けた人への投資の充実、デジタル社会の進展への対応の必要性が増大している。地域課題に応じた関係部局・施策と社会教育との連携・調整を推進し、多様な分野の施策と連携しつつ、つながりづくり・地域づくりを担うための人材が必要であり、ウェルビーイングの実現、社会的包摂の実現、デジタル社会の実現に向けた対応、地域コミュニティの基盤を構築するための社会教育人材の養成・継続的な学びなおしが必要不可欠である。						
事業概要(5行程度以内)	社会教育主事及び司書等の社会教育の専門的職員は、昨今の多様化、専門化した個人の要望や社会の要請に地域の指導者として高度な役割が求められている。そのため、社会教育の専門的職員に必要な資質・能力について必要な資格要件を定めて資格付与講習を行い、また、資格取得後も社会の変化や地域の実情に対応できるように資質向上の研修を実施する。						
事業概要URL	https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/gakugei/index.htm						
実施方法	直接実施、委託・請負						
補助率等	-						
予算額・執行額 (単位:百万円) (インプット)	予算の状況	当初予算(A)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度要求
		補正予算(B)	61	53.6	52.5	67.5	83
			▲23.8	-	-	-	-
		前年度から繰越し(C)	-	-	-	-	-
		翌年度へ繰越し(D)	-	-	-	-	-
		予備費等(E)	-	-	3.1	-	-
		計(F) =(A)+(B)+(C)+(D)+(E)	37.2	53.6	55.6	67.5	83
執行額(G)	25.4	37.7	45.3				
執行率(%) =(G)/(F)	68%	70%	81%				
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%) =(G)/[(A)+(B)]	68%	70%	86%				
令和5・6年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算項目		令和5年度当初予算	令和6年度要求	主な増減理由(・要望額・予備費)		
	(項)	教育政策推進費			増額の主たる要因は「次世代型の社会教育の推進」事業を本事業に統合したことに伴うもの。		
	(目)	教育政策推進事業委託費	50.0	57			
	(目)	庁費	7.7	13			
	(目)	委員等旅費	4.9	6			
	(目)	諸謝金	4.5	6			
	(目)	職員旅費	0.4	2			
		その他		▲0			
	計(A)	67.5	83				

活動内容① (アクティビティ)	社会教育法第9条の5に基づき社会教育主事講習を実施する(実施機関への委託等)。								
↓									
活動目標及び活動実績 ① (アウトプット)	活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
	社会教育主事講習の実施	社会教育主事講習を実施する 大学等の数	活動実績 当初見込み	機関	6	13	14	-	-
↓	成果目標①-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)	社会教育主事講習を実施する大学等が増加することにより、社会教育主事講習の修了者数も増加するため、下記の短期アウトカムを設定した。							
成果目標及び成果実績 ①-1 (短期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 5年度	
	社会教育主事講習の修了者数が増加する	社会教育主事講習の修了者数	成果実績	人	385	1,144	1,253	-	
			目標値	人	813	385	1,144	1,253	
達成度			%	47.4	297.1	109.5	-		
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績	社会教育主事講習委託事業実施報告書等(文部科学省)								
↓	成果目標①-2の 設定理由 (短期アウトカム からのつながり)	社会教育主事講習の修了者数を増加させることにより、社会教育主事・社会教育士が企画・提供する特色ある講座が増加することから、下記の中期アウトカムを設定した。							
成果目標及び成果実績 ①-2 (中期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 5年度	
	社会教育学級及び社会教育講座の実施件数が増加する	社会教育学級及び社会教育講座の実施件数	成果実績	件	521,924	-	-	-	
			目標値	件	871,947	-	-	521,924	
達成度			%	59.9	-	-	-		
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績	社会教育統計(社会教育調査報告書) ※本調査は3年に一回の実施								
↓	成果目標①-3の 設定理由 (長期アウトカム へのつながり)	特色ある講座が増加することにより、講座への参加者数の増加が図られることから下記の長期アウトカムを設定した。							
成果目標及び成果実績 ①-3 (長期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 5年度	
	社会教育学級及び社会教育講座の受講者が増加する	社会教育学級及び社会教育講座の受講者数	成果実績	人	11,886,154	-	-	-	
			目標値	人	32,241,020	-	-	11,886,154	
達成度			%	36.9	-	-	-		
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績	社会教育統計(社会教育調査報告書) ※本調査は3年に一回の実施								
アウトカム設定についての 説明	アクティビティ①について定性的なアウトカムを設定している理由								
	アクティビティ①についてアウトカムが複数設定できない理由								

活動内容② (アクティビティ)		図書館法第7条に基づき新任図書館長研修を実施する(実施機関への委託)。								
↓										
活動目標及び活動実績 ② (アウトプット)		活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
		新任図書館長研修の実施	新任図書館長研修を実施する 大学等の数	活動実績	個所	1	1	1	-	-
				当初見込み	個所	1	1	1	1	-
↓		成果目標②-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり) 新任図書館長研修を実施することにより、新任図書館長研修の修了者数も増加するため、下記の短期アウトカムを設定した。								
成果目標及び成果実績 ②-1 (短期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 5 年度	
		新任図書館長研修の修了者数が増加する	新任図書館長研修の修了者数	成果実績	人	187	196	204	-	
				目標値	人	191	187	196	204	
				達成度	%	97.9	104.8	104.1	-	
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績		新任図書館長研修委託事業実施報告書(文部科学省)								
↓		成果目標②-2の 設定理由 (短期アウトカム からのつながり) 新任図書館長研修の修了者数を増加させることにより、図書館職員が企画・提供する特色ある講座が増加することから、下記の中期アウトカムを設定した。								
成果目標及び成果実績 ②-2 (中期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 5 年度	
		図書館における読書会・研究会、鑑賞会、鑑賞会・映画会の企画・実施が増加する	図書館における読書会・研究会、鑑賞会・映画会の延べ実施回数	成果実績	件	38,318	-	-	-	
				目標値	件	103,788	-	-	38,318	
				達成度	%	36.9	-	-	-	
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績		社会教育統計(社会教育調査報告書) ※本調査は3年に一回の実施								
↓		成果目標②-3の 設定理由 (長期アウトカム へのつながり) 特色ある講座が増加することにより、講座への参加者数の増加が図られることから下記の長期アウトカムを設定した。								
成果目標及び成果実績 ②-3 (長期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 5 年度	
		図書館における読書会・研究会、鑑賞会・映画会の参加者数が増加する	図書館における読書会・研究会、鑑賞会・映画会の延べ参加者数	成果実績	人	608,956	-	-	-	
				目標値	人	2,716,678	-	-	608,956	
				達成度	%	22.4	-	-	-	
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績		社会教育統計(社会教育調査報告書) ※本調査は3年に一回の実施								
アウトカム設定についての説明		アクティビティ②について定性的なアウトカムを設定している理由								
		アクティビティ②についてアウトカムが複数設定できない理由								

活動内容③ (アクティビティ)	図書館法第7条に基づき図書館地区別研修を実施する(実施機関への委託)									
↓										
活動目標及び活動実績 ③ (アウトプット)	活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込	
	図書館地区別研修の実施	図書館地区別研修を実施する 教育委員会の数	活動実績	個所	6	6	6	-	-	
			当初見込み	個所	6	6	6	6	-	
↓	成果目標③-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)	図書館地区別研修を実施する教育委員会が増加することにより、図書館地区別研修の修了者数も増加するため、下記の短期アウトカムを設定した。								
成果目標及び成果実績 ③-1 (短期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 5年度		
	図書館地区別研修の修了者数が増加する。	図書館地区別研修の修了者数	成果実績	人	126	116	121	-		
			目標値	人	110	126	116	121		
			達成度	%	114.5	92.1	104.3	-		
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績	図書館地区別研修委託事業実施報告書(文部科学省)									
↓	成果目標③-2の 設定理由 (短期アウトカム からのつながり)	図書館地区別研修の修了者数の増加により、図書館職員が企画・提供する特色ある講座が増加することから、下記の中期アウトカムを設定した。								
成果目標及び成果実績 ③-2 (中期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 5年度		
	図書館における読書会・研究会、鑑賞会・映画会の企画・実施が増加する(再掲)	図書館における読書会・研究会、鑑賞会・映画会の延べ実施回数(再掲)	成果実績	件	38,318	-	-	-		
			目標値	件	103,788	-	-	38,318		
			達成度	%	36.9	-	-	-		
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績	社会教育統計(社会教育調査報告書) ※本調査は3年に一回の実施									
↓	成果目標③-3の 設定理由 (長期アウトカム へのつながり)	特色ある講座が増加することにより、講座への参加者数の増加が図られることから下記の長期アウトカムを設定した。								
成果目標及び成果実績 ③-3 (長期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 5年度		
	図書館における読書会・研究会、鑑賞会・映画会の参加者数が増加する(再掲)	図書館における読書会・研究会、鑑賞会・映画会の延べ参加者数(再掲)	成果実績	人	608,956	-	-	-		
			目標値	人	2,716,678	-	-	608,956		
			達成度	%	22.4	-	-	-		
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績	社会教育統計(社会教育調査報告書) ※本調査は3年に一回の実施									
アウトカム設定についての説明	アクティビティ③について定性的なアウトカムを設定している理由									
	-									
	アクティビティ③についてアウトカムが複数設定できない理由									
-										

事業に関連するKPIが定められている開離決定等	名称	-
	URL	-
	該当箇所	-

事業所管部局による点検・改善

点検結果	<p>本事業は社会教育法・図書館法に基づき実施する事業であり、修了者数も概ね増加してきている。また、各種講習等の参加者においては、業務に必要な専門的知識を備えることができ、特色ある講座が各地で実施されている。コロナ禍により講座数・参加者数は目標数に対して実績は減少している。</p> <p>また、本事業は企画競争により行っており、委託契約先の事業計画書を国において精査している。また、選定の妥当性や競争性を確保するとともに、委託費の額の確定手続きにおいて、費用・用途をの内容を厳正に精査し、支出の合理性・必要性を適切に確認している。</p>	目標年度における効果測定に関する評価(令和6年度実施)
	<p>新任図書館長研修において、一者応札の状況が続いているがオンラインにおける説明会を開催するなど一者応札の状況の改善にむけ、より一層の契約の競争性、公平性、透明性を確保するよう改善を図る。</p>	

改善の方向性	<p>委託経費の執行については競争性をより一層図るとともに経費の効率的な執行を行う。また講習等の内容についてもデジタル化の進展など時代に沿った講習の実施となるよう更なる充実を行い、より高度な社会教育人材の養成が図られるよう改善を図っていく。</p>
---------------	--

外部有識者の所見

外部有識者による点検対象外

行政事業レビュー推進チームの所見に至る過程及び所見

事業内容の一部改善	<p>この事業は、事業の執行管理は適切に行われていると認められるが、一者応札の状況が引き続き解消されていないため、競争参加条件等のより一層の見直しを図る・随意契約事前確認公募に切り替えるなど、契約の競争性、公平性、透明性を確保すべきである。</p>
-----------	--

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

年度内に改善を検討	<p>今後、事業の成果を適切に測るため一層の工夫を図るとともに、一者応札となっている委託事業については、入札説明会を実施し、説明会参加者の事業内容への理解を深めるとともに、入札公告期間の十分な確保及び公募情報の周知等を行い、契約の競争性、公平性、透明性の確保に努める。</p>
-----------	--

過去に受けた指摘事項と対応状況	公開プロセス・秋の年次公開検証(秋のレビュー)における取りまとめ									
	-									
	上記への対応状況									
	-									
	その他の指摘事項									
	-									
上記への対応状況										
-										

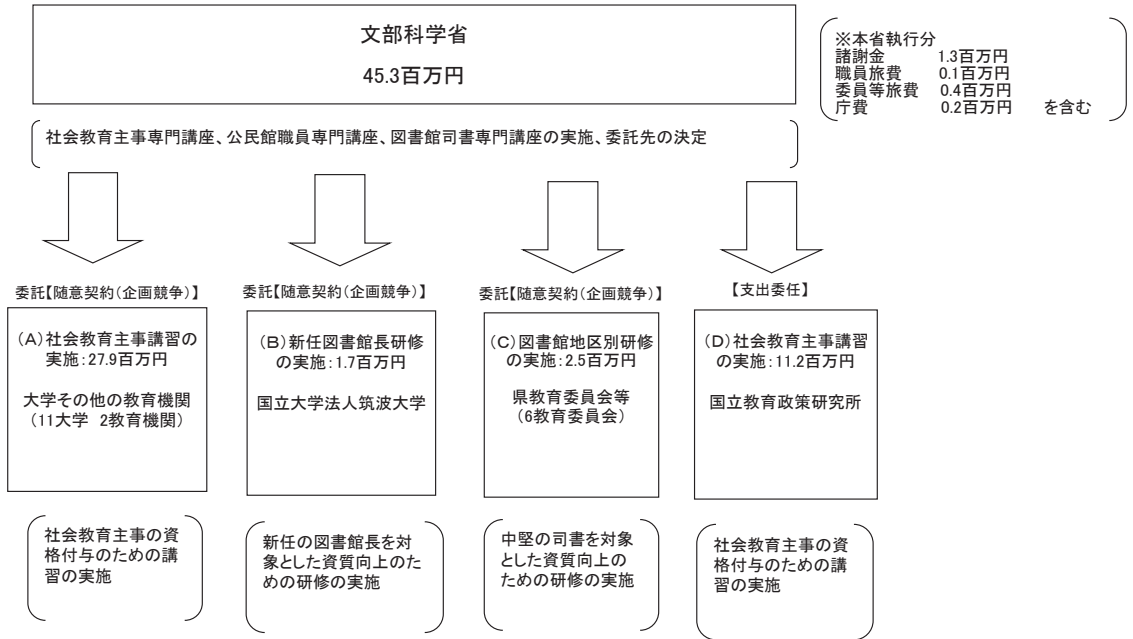
備考

-									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成23年度	0057																			
平成24年度	0056																			
平成25年度	0025																			
平成26年度	0024																			
平成27年度	0026																			
平成28年度	0026																			
平成29年度	0028																			
平成30年度	0028																			
令和元年度	文部科学省	-			0018															
令和2年度	文部科学省				0018															
令和3年度	2021	文科	20		0018															
令和4年度	2022	文科	21		0018															

金額は単位未満四捨五入して記載していることから、合計が一致しない場合がある。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途 〔資金の流れにおいて ブロックごとに最大の金額 が支出されている者について 記載する。費目と使途の 双方で実情が分かるように 記載〕	A.			B.			
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)	
	諸謝金	講師謝金	1.2	雑役務費	ネット配信費等	1	
	雑役務費	派遣社員給与	0.8	印刷製本費	講義要綱印刷	0.4	
	旅費	講師旅費	0.6	諸謝金	講師謝金	0.1	
	印刷製本費	研究集録印刷費等	0.3	通信運搬費	講義要綱送料	0.1	
	その他	通信運搬費、会議費	0.1	その他	旅費、消耗品	0.1	
	計		3	計		1.7	
	C.			D.			
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)	
				庁費	LMS、ネットワーク機器・運用支援等	7.2	
				諸謝金	講師等謝金	2	
		100万円未満の支出のため省略		委員等旅費	講師等旅費	2	
	計			計		11.2	
費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載						チェック	

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	国立大学法人広島大学	1240005004054	社会教育主事の資格付与のための講習の実施	3	随意契約(企画競争)	13	100%	-
2	国立大学法人九州大学	3290005003743	社会教育主事の資格付与のための講習の実施	2.9	随意契約(企画競争)	13	100%	-
3	国立大学法人愛知教育大学	1180305005064	社会教育主事の資格付与のための講習の実施	2.6	随意契約(企画競争)	13	100%	-
4	国立大学法人宇都宮大学	8060005001518	社会教育主事の資格付与のための講習の実施	2.4	随意契約(企画競争)	13	100%	-
5	国立大学法人島根大学	4280005002142	社会教育主事の資格付与のための講習の実施	2.4	随意契約(企画競争)	13	100%	-
6	国立大学法人大阪教育大学	2122005002494	社会教育主事の資格付与のための講習の実施	2.2	随意契約(企画競争)	13	100%	-
7	国立大学法人熊本大学	2330005002106	社会教育主事の資格付与のための講習の実施	2.1	随意契約(企画競争)	13	100%	-
8	北海道立生涯学習推進センター	-	社会教育主事の資格付与のための講習の実施	2.1	随意契約(企画競争)	13	100%	-
9	国立大学法人東北大学	7370005002147	社会教育主事の資格付与のための講習の実施	2.1	随意契約(企画競争)	13	100%	-
10	国立大学法人福井大学	4210005005077	社会教育主事の資格付与のための講習の実施	1.8	随意契約(企画競争)	13	100%	-

B.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	国立大学法人筑波大学	5050005005266	新任図書館長研修の実施	1.7	随意契約(企画競争)	1	100%	-

C.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	沖縄県教育委員会	1000020470007	図書館地区別研修の実施	0.5	随意契約(企画競争)	6	100%	-
2	茨城県教育委員会	2000020080004	図書館地区別研修の実施	0.5	随意契約(企画競争)	6	100%	-
3	大阪市教育委員会	6000020271004	図書館地区別研修の実施	0.5	随意契約(企画競争)	6	100%	-
4	宮城県教育委員会	8000020040002	図書館地区別研修の実施	0.4	随意契約(企画競争)	6	100%	-
5	徳島県教育委員会	4000020360007	図書館地区別研修の実施	0.4	随意契約(企画競争)	6	100%	-
6	富山県教育委員会	7000020160008	図書館地区別研修の実施	0.2	随意契約(企画競争)	6	100%	-

D.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	国立教育政策研究所	-	社会教育主事講習の実施(支出委任)	11.2	その他	-	-	-
支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載								チェック

社会教育関係職員

○ 社会教育主事

- ・都道府県・市町村の教育委員会事務局に置く専門的職員（社会教育法第9条の2第1項）
※必置（人口1万人未満の町村を除く）だが、市町村の配置率は減少傾向にある
- ・主な職務は、社会教育を行う者への専門的技術的な助言と指導（社会教育法第9条の3第1項）

○ 司書

- ・図書館に置かれる専門的職員（図書館法第4条第1項）
- ・主な職務は、図書館の専門的事務への従事（図書館法第4条第2項）

○ 学芸員

- ・博物館に置く専門的職員（博物館法第4条第3項）
- ・主な職務は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどること（博物館法第4条第4項）

○ 社会教育委員

- ・都道府県・市町村に置くことができる非常勤の委員（社会教育法第15条第1項）
- ・教育委員会が委嘱。委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。
委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準(*)を参酌するものとする。（社会教育法第18条 第3次一括法により改正。）
(*)…学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。
（社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令）
- ・主な職務は、社会教育に関する諸計画の立案、教育委員会の諮問に応じ意見（社会教育法第17条第1項）

○ 公民館主事

- ・公民館に置くことができるとされる職員（社会教育法第27条第1項）
- ・主な職務は、公民館の事業の実施（社会教育法第27条第3項）

社会教育主事制度・司書制度の概要と資格付与・資質向上に関する法令

社会教育主事制度

1 職務の概要

社会教育主事は、社会教育法に基づき都道府県・市町村の教育委員会事務局に置くこととされている専門的職員（社会教育法第9条の2第1項）。
主な職務内容として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導に当たることを通し、人々の自発的な学習活動を支援することなどが挙げられる。

2 社会教育主事となる資格の取得要件

- (1) 大学(短期大学を含む)に2年以上在学して、62単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、社会教育主事補の職等の通算期間が3年以上になる者で、社会教育主事講習(4科目8単位)を修了した者
- (2) 教育職員の普通免許状を有し、5年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあった者で、社会教育主事講習を修了した者
- (3) 大学(短期大学を含む)に2年以上在学して、62単位以上を修得し、大学において「社会教育に関する科目」の単位(24単位)を修得した者で、社会教育主事補の職等の通算期間が1年以上の者
- (4) 社会教育主事講習を修了した者で、相当の教養と経験があると都道府県教育委員会が認定した者

司書制度

1 職務の概要

司書は、図書館法に基づき図書館に置くこととされている専門的職員（図書館法第4条第1項）。
主な職務内容として、図書館資料の選択・収集・提供、住民の資料の利用に関する相談への対応等の図書館の専門的事務に従事すること等が挙げられる。

2 司書となる資格の取得要件

- (1) 大学(短期大学を含む)を卒業した者で大学において「図書館に関する科目」(24単位)を履修した者
- (2) 大学(短期大学を含む)又は高等専門学校を卒業した者で司書講習(24単位)を修了した者
- (3) 司書補の職又は同等の職の通算期間が3年以上になる者で、司書講習を修了した者

資格付与

(1) 社会教育主事講習

社会教育法第9条の5 社会教育主事の講習は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。

研修

(2) 社会教育主事等専門研修

社会教育法第9条の6 社会教育主事及び社会教育主事補の研修は、任命権者が行うもののほか、文部科学大臣及び都道府県が行う。

(3) 図書館司書等専門研修(図書館司書専門研修、新任図書館長研修、図書館地区別研修)

図書館法第7条 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(4) 公民館施設職員等専門研修(公民館等施設職員初任者研修、公民館等施設職員専門研修)

社会教育法第28条の2 第9条の6の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

社会教育主事・司書・公民館職員に関する研修事業

○国立教育政策研究所社会教育実践研究センターと共催して実施しているもの

・公民館職員専門講座

公民館職員として必要な高度かつ専門的な知識・技術について研修を行い、地域の指導者的立場にある公民館職員としての力を高める。

(参考 令和5年度)

「地域社会のウェルビーイングの向上に資する公民館—地域のコミュニティ拠点機能の強化を目指して」

- ・講座期間: 令和5年11月16日～11月21日
- ・受講対象: 公民館、公民館類似施設の館長及び職員、社会教育主事、生涯学習関連施設職員等の経験が1年以上ある者
- ・受講者数: 37名

185

・図書館司書専門講座

司書として必要な高度かつ専門的な知識・技術に関する研修を行い、都道府県・指定都市等での指導的立場になりうる司書及び図書館経営の中核を担うリーダーとしての力を高める。

(参考 令和5年度)

「ウェルビーイングの実現に向けて図書館が果たしうる役割」

- ・講座期間: 令和5年6月15日～6月28日
- ・受講対象: 図書館法第2条に規定する図書館に勤務する司書で、勤務経験がおおむね7年以上で指導的立場にある者
- ・受講者数: 63名

・社会教育主事専門講座

社会教育主事として必要な高度かつ専門的な知識・技術に関する研修を行い、都道府県の指導的立場にある社会教育主事としての力を高める。

(参考 令和5年度)

「ウェルビーイングの実現を目指すための社会教育の役割」

- ・期間: 令和5年10月12日～10月17日
- ・対象: 勤務経験が1年以上の社会教育主事
- ・受講者数: 32名

○公募により委託して実施しているもの

・新任図書館長研修

新任の図書館長等に対し、図書館の管理・運営、サービスに関する専門知識や、図書館を取り巻く社会の動向等について研修を行い、図書館運営の責任者としての力を高めることを目的とする。

(参考 令和5年度)

- ・実施機関: 筑波大学
- ・開講形式: オンライン形式(全国に配信)
- ・講習期間: 令和5年9月20日～9月22日
- ・受講対象: 公立図書館の館長・副館長に就任して1年未満の者
- ・受講者数: 198名

・図書館地区別研修

情報化の進展など図書館に関する最新のテーマや地域における課題等について研修を行い、図書館における中堅の司書としての力を高めることを目的とする。

(参考 令和5年度)

・受講機関、開講形式、講習機関は下表の通り

	実施機関名	講習期間	開講形式
1	福島県教育委員会	10月18日～10月20日	対面・オンライン
2	埼玉県教育委員会	11月29日～12月1日	対面
3	石川県教育委員会	12月5日～12月8日	対面・オンライン
4	奈良県教育委員会	1月23日～1月25日	対面・オンデマンド
5	島根県教育委員会	12月5日～12月8日	対面・オンライン
6	熊本市教育委員会	1月31日～2月2日	対面・オンライン

・受講者数: 794名(令和4年度実績)

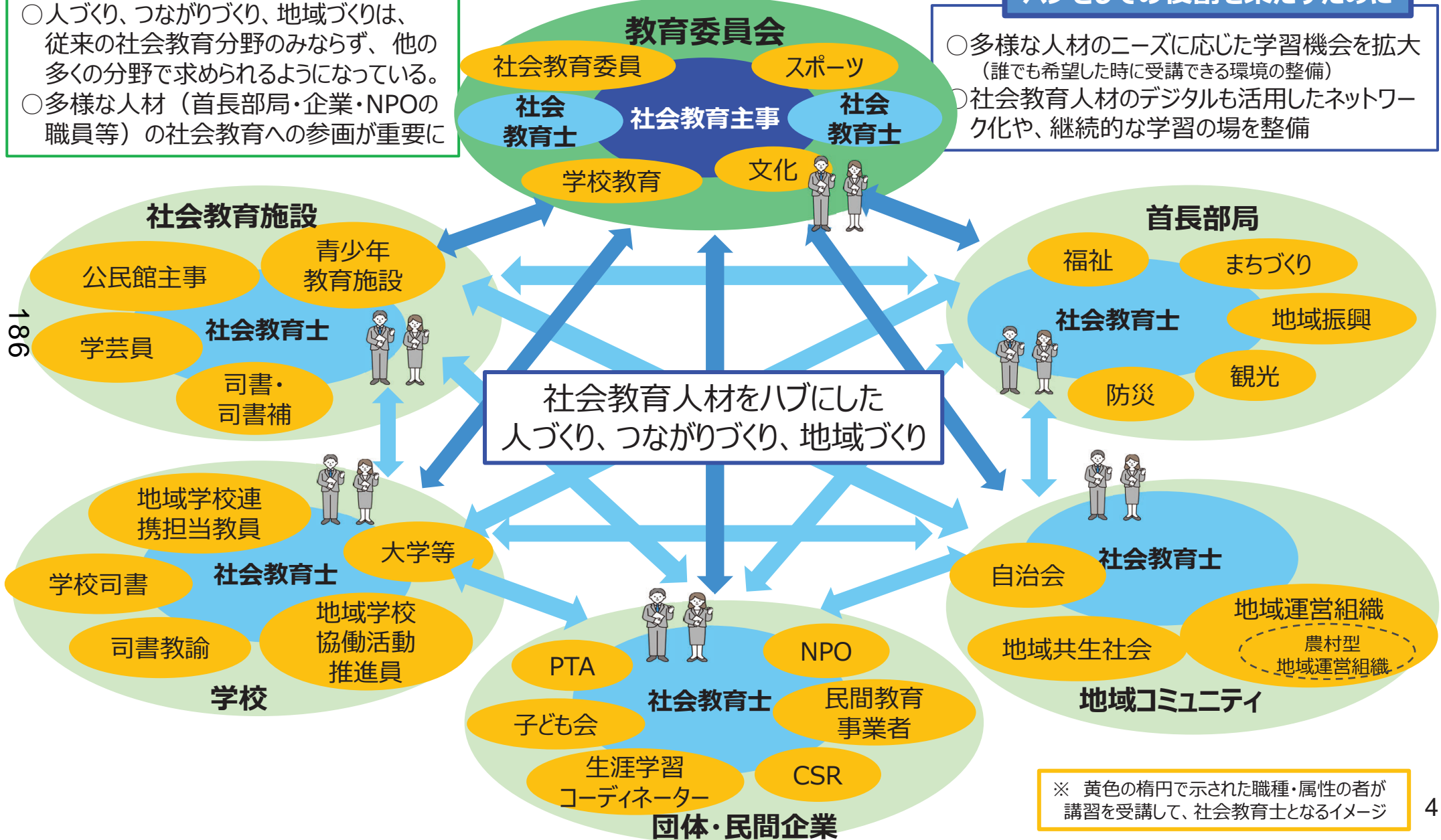
社会教育の裾野の広がり、社会教育人材が果たすべき役割

社会教育の裾野の広がり

- 人づくり、つながりづくり、地域づくりは、従来の社会教育分野のみならず、他の多くの分野で求められるようになってきている。
- 多様な人材（首長部局・企業・NPOの職員等）の社会教育への参画が重要に

社会教育人材がハブとしての役割を果たすために

- 多様な人材のニーズに応じた学習機会を拡大（誰でも希望した時に受講できる環境の整備）
- 社会教育人材のデジタルも活用したネットワーク化や、継続的な学習の場を整備



※ 黄色の楕円で示された職種・属性の者が講習を受講して、社会教育士となるイメージ

186

社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（中間的まとめ）【概要】

（令和5年8月 中央教育審議会 生涯学習分科会 社会教育人材部会）

1. 社会教育人材を取り巻く状況等に関する認識

- 地域の核となる**学校教育と社会教育との連携**による、**世代を超えた地域のつながりづくりや次世代の育成の進展**
 - 福祉・農村振興・防災・まちづくり等の分野での「**地域コミュニティ**」に着目した**施策の展開と社会教育との連携の重要性の増大**
 - オンライン化の進展**や、社会の構造的な変化による**リカレントやリスキングの学習ニーズの高まり**などの**社会教育のフィールドの広がり**
- ⇒ こうした**社会教育の裾野の拡大**を見据え、地域コミュニティにおける学びを基盤とした自律的・持続的な活動の促進に資する社会教育の専門性を有する**社会教育人材が果たす役割は大きい**
- 他方、社会の様々な行政分野において社会教育との連携が模索されているのに対し、**社会教育主事の配置率は5割に満たない**。社会教育に対する興味・関心や期待を持っている人々のニーズに着実に応え、**より多くの人々が社会教育活動に当事者として参画し、学び教え合う状況の創出が必要**
- ⇒学びを基盤とした社会教育活動をオーガナイズできる専門性を備えた**社会教育人材の質的な向上・量的な拡大が極めて重要**

社会教育人材をハブにした人づくり、つながりづくり、地域づくりの実現

2. 社会教育人材に関する施策の基本的な方向性

地域社会の様々な場で活躍する社会教育人材の確保

- 187
- 社会教育が社会基盤としての役割を幅広く果たしていくためには、教育委員会事務局や社会教育施設はもとより、首長部局やNPO等の多様な主体が担う**社会の幅広い領域**において、**社会教育人材を確保することが不可欠**
 - 多様な分野で活躍する社会教育人材を幅広く確保することは、相互の支え合いや組織的な教育力の発揮により、それぞれの活動の活性化だけでなく社会教育全体の振興にも資する
- ⇒**幅広い人材にとって受講しやすい社会教育主事講習の実現が社会教育振興施策全体の基盤に**

社会教育主事・社会教育士の役割の明確化と配置促進

社会教育主事

「**地域全体の学びのオーガナイザー**」

首長部局等が担う福祉や防災等の多様な分野と社会教育（行政）をつなぐこと等により、社会教育の行政及び実践の取組全体をけん引し、**地域全体の社会教育の振興の中核**を担う

- 社会教育の裾野の拡大を踏まえると、**地域における社会教育全体を俯瞰し、その調整を職務として担う社会教育主事の役割の重要性が高まっている**
 - 地域の社会教育人材がそれぞれの専門性と相互のつながりを活かして活躍できるよう、社会教育行政の専門職である**社会教育主事が地域の社会教育人材ネットワークを構築・活性化する役割を担うことが重要**に
- ⇒地域活動における社会教育士の活躍機会の拡大により、**社会教育主事の配置が、地域における社会教育やその関連分野の実践をつなげ、各取組の相乗効果的な充実を図る。**

社会教育士

「**専門性を様々な場に活かすオーガナイザー**」

現場レベルの活動において、**各々の専門性と社会教育の知見を活かしながら、それぞれの分野の活動を活性化**させたり、その意義を深めたりする

社会教育人材に求められる能力・知見等とその養成の在り方

- 多様な人材が社会教育の専門性を身に付けようとするニーズに対応していくためには、様々な教育機関によって、地域のニーズに基づき、**工夫を凝らした多様な講習や養成課程の選択肢が提供され、受講者が自身のニーズに応じて学習内容等を選択しうる環境を整備・拡充していくことが重要**。
- 社会教育主事講習・社会教育主事養成課程の修了は、**社会教育人材のエントリー条件**であり、社会教育主事講習等においては、社会教育に関する基本的な理解も含め、**様々な実務経験を積むに当たって重要となる基本的な能力・知見等を身に付けることに比重を置くこと**を基本とすることが適当。
- 講習等の修了後において、**経験を積む機会や自主的あるいは相互に学ぶ機会、様々なニーズに応じた多様な研修の機会等を確保**することにより、社会教育人材の資質の向上を図り、活躍を促進していくことが必要。

社会教育人材の養成に係る具体的な改善方策

社会教育主事 講習の定員拡大

- ・多様な者が社会教育主事講習を受講して社会教育士の称号を得て、その学修の成果を社会教育士として各現場に還元していくことが期待される一方、社会教育主事講習の受講希望者の増加により、その数が受講定員を大幅に上回る状況が続いている。
⇒ **社会教育人材の量的拡大を図るためには、社会教育主事講習の定員の拡大が急務。**

多様で特色ある 受講形態の促進 等による受講者の 選択肢の拡大

【受講形態の多様化】

- ・各教育機関の創意工夫に基づき、受講者のライフスタイルやニーズに応じ、**講義のオンライン化やオンデマンド化、オンラインとリアルとのベストミックス、夜間や休日の活用が進められている。**

⇒オンライン・対面はそれぞれ良さがあ、できる限り受講者のニーズに応じられるように**多様な受講形態で講習が提供されることが望まれる。**

【柔軟な履修方法による選択肢の拡大】

- ・多様な教育機関の新たな参画により、これまで以上に各々の特色や得意分野を活かした講習の展開が見込まれるとともに、**複数機関でカリキュラムを策定することで講習内容の充実を図るなど、取組の幅が広がる**ことが考えられる。
- ・複数の講習にわたって4科目を受講するいわゆる**分割履修**については現行でも可能であるが、円滑な実施に向け、講習の受講記録の保存期間等の**一定のルール設定について運用面も含めた検討**が必要。

【講習科目の提供方法の弾力化】

- ・大学等による新たな社会教育主事講習の開講は、受講定員の増加や講習の多様化に資することから、**大学等の判断により、1から4科目の開設を可能とする。**
- ・国の委託費を活用しないで実施する講習について、**複数年での開講をあらかじめ認める**ことや、**受講料の徴収を認める**ことにより、より多くの大学等における開講を促す。
※ 受講料の徴収を認めるに当たっては、**受講料が高額にならないよう配慮が必要。**

社会教育主事 養成課程に おける取組

- ・社会教育主事養成課程では、実務的な知見も含め、社会教育の専門性を身に付けるための充実したカリキュラムによる人材育成が図られており、社会教育主事講習と並び、社会教育の広がりを支える役割が期待されている。
⇒ **教職課程を含めた他の専攻で学習する学生が社会教育主事養成課程を受講しやすくなるような改善や、社会教育主事講習との連携による双方の充実・改善等**を図るなど、「中間的まとめ」の趣旨も踏まえ、多様な社会教育人材の輩出に向けた取組の一層の推進が期待される。

講習等の質の 更なる向上に 向けた各機関の 取組の共有

- ・社会教育主事講習等の質の更なる向上や今後も随時行う内容改善の検討には、各講習実施機関の特色や工夫を共有していくことが必要。
⇒ **文部科学省と各講習実施機関との定期的な意見交換の場を設置**することで、**講習等を受講しやすい環境の整備も含めた取組の共有**による、受講者にとってより多くの選択肢の確保を促進。
※ 社会教育人材ネットワークの活用や継続的な学習機会の提供に関する意見交換を行うことも考えられる。

社会教育主事講習の 受講資格の 明確化

- ・PTAや子ども会等の社会教育関係団体での活動経験が社会教育主事講習の受講資格となることが十分に知られていない。
- ・社会教育団体の活動内容が多岐に渡るため、どういった業務が受講資格に算入できるかの判断や、業務に従事した期間の算定が難しい。
- ・グローバル化の進展に伴い、海外大学卒業者も増えている。
⇒ **受講資格を有することを通知等で明確化**するとともに、**社会教育関係団体等における活動実績等の簡便な計算方法について検討**を進める。

社会教育に関する 民間資格等取得者 の一部科目代替

- ・社会教育主事講習は受講していなくとも、社会教育に関する民間資格を取得し、その資格を活かして社会教育の実践を行っている者も多い。
⇒ その**資格の内容等に応じて社会教育主事講習の受講すべき科目の一部を免除できる**よう、**科目の代替を認める基準の検討**を進める。

3. 社会教育人材部会における今後の検討事項（案）

- 上記具体策により、社会教育人材の質的な向上と量的な拡大が図られ、今後はより多様な人材が社会教育に参画してくることが見込まれることを踏まえると、社会教育人材の活躍促進に関する事項など、下記の点についてさらに検討を進める必要がある。

（1）社会教育人材の活躍促進

- ・ 学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進を含めた学校教育や、首長部局、NPO、民間企業等で、社会教育の知見と当該分野の知見を組み合わせながら活かしていくような活躍が期待されている。こうした状況も踏まえ、社会教育人材の各現場における実際の活躍や社会教育人材に対する期待等についてヒアリングを行い、**社会教育士の認知度向上やロールモデルの提示による社会教育への参画促進を含め、社会教育人材の活躍促進の方策を検討**する。

（2）社会教育人材のネットワーク化

- ・ 社会教育人材のネットワークを構築するに当たっては、行政職員に限らない社会教育関係の幅広い人材で構成されるコミュニティであることも考慮することが重要であるため、**今年度実施する社会教育士及び社会教育主事を主たる対象とした試験的な運用**を通じて、関係者の意見も聴取しながら具体的な課題を特定し、**社会教育人材ネットワークに求められる機能やオンラインの活用も含めたその具体的な手法を検討**する。
- ・ 検討に当たっては、社会教育に携わる人材が多様であることを踏まえ、将来的には社会教育士及び社会教育主事に限らず、社会教育主事養成課程の学生その他の社会教育に携わる関係者が広く活用する可能性を念頭に置くこととする。

（3）旧制度における受講者への積極的な社会教育士の称号付与

- ・ 旧制度における修了者や地方公共団体からは、社会教育主事の実践経験や研修を評価することで、一部科目指定講習を受講しなくとも、社会教育士の称号を付与してほしいとの意見もあり、社会教育人材の活躍促進の観点から、旧制度における修了者のうち、**社会教育主事の実務経験等を十分に有する者に対する社会教育士の称号の付与について、更なる検討**を進める。

（4）修了証書の在り方

- ・ 社会教育士であることを証明できるようなものがあると、地域等で活動しやすいとの意見も踏まえながら、社会教育人材のネットワーク化の検討状況やデジタルバッジの活用可能性を含め、**修了証書の在り方について、その発行体制も含め、検討**を進める。

（5）社会教育主事の配置促進

- ・ 「地域全体の学びのオーガナイザー」である社会教育主事の配置により、地域における社会教育やその関連分野の実践をつなげ、地域全体を俯瞰した連絡・調整を図る体制を各教育委員会で整備することが望まれることから、**社会教育主事の配置に関する実態把握を進め、今後の対応を検討**する。

（6）継続的な学習機会の確保等

- ・ 社会教育人材に広く開かれた継続的な学習機会の確保や、社会教育主事の職務や経験に応じた研修の充実が重要であることから、**社会教育人材ネットワークの活用や国・地方公共団体が行う研修のオンデマンド配信等の推進**など、継続的な学習機会の確保に向けた施策の検討を進める。
- ・ その際、学習の成果を容易に示すことができ、専門性や得意分野を示すことにもつながりうる**デジタルバッジの活用の可能性も併せて検討**する。

社会教育主事と社会教育士の役割や活動について

	社会教育主事	社会教育士
法令における規定	<p>(社会教育法第9条の2) 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。</p> <p>(社会教育法第9条の3) 社会教育を行う者に専門的技術的な助言指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。</p> <p>学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。</p>	<p>(社会教育主事講習等規程第8条) 修了証書を授与された者は、社会教育士(講習)と称することができる。</p> <p>(社会教育主事講習等規程第11条) 修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士(養成課程)と称することができる。</p>
業務・活動内容	教育委員会事務局が主催する社会教育事業・研修事業の企画・実施、社会教育施設・社会教育関係団体を実施する事業・活動に対する専門的な指導・助言を通じ、地域住民の学習活動の支援を行う。	公民館の職員等として社会教育行政の分野で活躍している例もあるが、他の分野における取組は、概ね社会教育士の各個人により、それぞれの所属や活動の場(首長部局、民間企業、NPO等)において、社会教育士としての専門性を活かした取組が行われている。
人数	1,451人(令和3年10月時点 出典:社会教育調査) (※市町村における配置率 46.6% 平成30年時点)	4,526人(令和4年度時点 出典:文部科学省調査)
期待される役割	<p>【現在】 社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導に当たることを通じ、人々の自発的な学習活動を援助する役割を果たしている。</p> <p>【今後】 上記に加え、社会教育行政のみならず、地域における多様な主体による関連する取組全体を踏まえながら、社会教育人材のネットワーク活用しつつ、コーディネート能力やファシリテート能力等を発揮し、地域課題解決に向けた取組全体をけん引する極めて重要な役割を担うことが期待される。</p> <p>さらに、地域の社会教育人材ネットワークを構築・活発化する役割も担う。</p>	<p>【現在】 社会教育士は、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに関する活動に積極的に携わっていくことが期待される。</p> <p>【今後】 地域における様々な課題解決の活動等に取り組む多様な人材による社会教育士の称号の取得をより促進するとともに、社会教育主事や他の社会教育士とのネットワークを構築することで、社会教育士によって地域の様々な取組がより効果的に推進されるようになることが期待される。</p>
求められる能力・知見	<p>①人と人、組織と組織をつなぐコーディネート能力、②人々の納得を引き出すプレゼンテーション能力を発揮し、社会教育における学びと実践の活動を推進する力</p> <p>行政としての専門的知見(社会教育計画の策定、社会教育関係団体の育成、学習計画や学習内容の立案・編成に関わる知見など)</p>	<p>③人々の力を引き出し、主体的な参画を促すファシリテーション能力</p> <p>(それぞれの活躍の場において必要な専門的知見)</p>

多様な分野と社会教育(行政)をつなぐ
地域全体の学びのオーガナイザー

社会教育の専門性をつながりを
各分野で活かす学びのオーガナイザー

「社会教育士」の称号付与（趣旨及び役割等）

称号付与の趣旨

- 社会教育主事講習等の学習の成果が認知され、社会教育行政以外の分野においても活用される仕組みの構築が求められていたところ。
- このため、講習等の学習の成果が社会で認知され、広く社会における教育活動に生かされる仕組みを構築し、社会教育の振興を図るため、講習の修了証書授与者が「社会教育士（講習）」と、養成課程の修了者が「社会教育士（養成課程）」と称することができることとした。

社会教育士に期待される役割

- 「社会教育士」には、講習や養成課程の学習成果を活かし、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待される。
- また、これらの活動に際しては、地域の実情等を踏まえ、社会教育士と社会教育主事との連携・協働が図られることが期待される。



法令根拠

社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）（改正省令）公布日 平成30年2月28日 施行日 令和2年4月1日

- | | |
|---------|---|
| 第8条第3項 | 第1項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士（講習）と称することができる。 |
| 第11条第3項 | 第1項の規定により修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士（養成課程）と称することができる。 |

これまでの称号付与数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	計
（内訳）主事講習	492人	1,414人	1,532人	3,438人
（内訳）養成課程	214人	336人	538人	1,088人
社会教育士称号付与数	706人	1,750人	2,070人	4,526人

社会教育士に期待される役割（イメージ図）

「社会教育士」とは？～学びを通じて、人づくり・つながりづくり・地域づくりの中核的な役割を果たします～

- 「社会教育士」は、教育委員会事務局に配置される「社会教育主事」になるための講習や養成課程を修了した者に与えられる「称号」です。社会教育主事にならなくても、その能力があることが分かるようにするため、令和2年4月に新設しました。
- 講習や養成課程で習得した**コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力等**を活かし、教育委員会のみならず、福祉や防災、観光、まちづくり等の**社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、行政や企業、NPO、学校等の様々な場で、人づくりやつながりづくり、地域づくりに中核的な役割を果たすことが期待されています。**

